

件名

信用金庫法施行規則第五十条第一項第三号及び第五十三条第一項第二号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第五十条第一項第三号及び第五十三条第一項第二号の規定に基づき、信用金庫法施行規則第五十条第一項第三号及び第五十三条第一項第二号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件（平成十八年金融庁告示第三十八号）の一部を次のように改正し、令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第五十条第一項第三号及び第五十三条第一項第二号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を次のように定める。</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（次条において「規則」という。）第五十条第一項第三号に規定する信用金庫が行うことができる信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫、信用金庫連合会又は信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件（平成十八年金融庁告示第三十四号。以下「告示」という。）</p> <p>第一条各号（第二号から第八号まで、第四十号及び第四十一号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p> <p>第二条 規則第五十三条第一項第二号に規定する信用金庫連合会が行うことができる法第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本</p>	<p>信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第五十条第一項第三号及び第五十三条第一項第二号の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証をそれぞれ次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。</p> <p>第一条 信用金庫法施行規則（次条において「規則」という。）第五十条第一項第三号に規定する信用金庫が行うことができる信用金庫法（以下「法」という。）第五十三条第三項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本政策金融公庫、信用金庫連合会又は平成十八年金融庁告示第三十四号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件。以下「告示」という。）</p> <p>第一条各号（第二号から第八号まで及び第四十号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。</p> <p>第二条 規則第五十三条第一項第二号に規定する信用金庫連合会が行うことができる法第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証で金融庁長官が定めるものは、株式会社日本</p>

政策金融公庫又は告示第二条各号（第二号から第八号まで、第二十九号及び第三十号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。

政策金融公庫又は告示第二条各号（第二号から第八号まで及び第二十九号を除く。）に掲げる者の業務の代理に付随して行う債務の保証とする。